産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築 及び用途変更について

(広島県許可)

建 築 第 1 9 8 7 号 平 成 3 1 年 2 月 4 日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事 (〒730-8511 広島市中区基町10-52) 建 築 課

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の増築及び用途変更について(諮問)

このことについて,建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書の規定により,貴会の意見を求めます。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要

1 申請者住所氏名

住 所: 滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号

氏 名 : 喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山茂幸

2 申請位置

広島県山県郡北広島町大字新氏神71番1,71番2,72番1,72番2,73番,74番

3申請理由

申請者は油系産業廃棄物処理を中心に中間処理による再資源化を行っており、再生可能なエンジンオイル等の廃油を油水分離により再生重油としてリサイクルする事業や、その他の再生不可能な産業廃棄物を焼却処理することで減量化及び無害化する事業を行っている。

今回,産業廃棄物処理需要の増加に対応することや再生燃料の有効活用を目的として,平成18年2月13日に建築基準法第51条ただし書の許可を受け現在稼働している焼却施設(第1号炉)の敷地内に,焼却施設(第2号炉)を新たに増設すること及び焼却施設(第1号炉)の処理工程の一部である油水分離施設からの分離抽出物を補助燃料として場外の事業所で再利用するための利用形態の変更を計画している。

焼却施設(第2号炉)の増設は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)施行令第7条第3号に規定する「汚泥の焼却施設であって一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの」等に該当する。

また、焼却施設(第1号炉)の一部であった油水分離施設の利用形態の変更は、廃掃法施行令第7条第4号に規定する「廃油の油水分離施設であって、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの」に該当することとなる。

今回計画されている内容は産業廃棄物処理施設として、ともに建築基準法施行令第130条の2の2に規定される位置の制限を受ける処理施設に該当することから、当該処理施設の増築、用途変更は建築基準法第51条ただし書の許可を必要とするものである。

4 申請概要

(1)都市計画 非線引都市計画区域 工業地域

(2) 敷地面積 43,539.11 ㎡ (約 4.35ha)

(3) 建築物の概要 申請部分 申請以外の部分 合計 ○ 建築面積 1865.85 ㎡ 3508.67 ㎡ 5374.52 ㎡ ○ 延べ床面積 1920.11 ㎡ 5177.92 ㎡ 7098.03 ㎡

○ 建築物の構造 鉄骨造 —

○ 建築物の用涂 産業廃棄物処理施設

(4) 処理施設の概要(法第51条ただし書許可の対象となる部分)

- 〇 用 途 産業廃棄物処理施設
- 施設の種類 焼却施設,油水分離施設
- 建築基準法施行令第130条の2の2において許可を要する処理しようとする廃棄物の 種類ごとの処理能力

任 柘	4.4.3134	処理能力	処理能力	許可が必要な
種 類	機械	(現状)	(増築・用途変更後)	処理能力
(焼却施設)				10 m³/日
汚泥, 廃油, 廃酸、		汚泥:	汚泥:	を超えるもの
廃アルカリ、廃プ	焼却炉	96.133 ㎡/日	192.266 m³/日	(※ 4.36 m³/日
ラスチック類、木				以上のもの)
くず, ばいじん				4 m³/日
		廃油:	廃油:	を超えるもの
		66.145 m³∕∃	132.29 m³/日	(※1.0 m³/日
	(流動床式焼却炉)			以上のもの)
	(ドラム缶炉)			1 t / 目
		廃プラスチック類:	廃プラスチック類:	を超えるもの
		34.968 t ∕ ∃	69.936 t ∕ ∃	(※0.1 t/目
				を超えるもの)
				6 t / 目
		その他産業廃棄物:	その他産業廃棄物:	を超えるもの
		283.680 t /日	593.016 t /日	(※4.8 t / 日
				以上のもの)
(油水/>)解描記)				30 m³∕∃
(油水分離施設) 廃油	遠心分離機 (デカンタ)	64 ㎡/日	256 m³∕∃	を越えるもの
				(※ 10 ㎡/日
				を越えるもの)

[※]廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の許可が必要な処理能力

5 建築課の意見等

- 申請地は、工場等の立地を目的とした工業地域に位置し、住居系の用途地域から 1.3 k m離れている。
- 公害の有無及び防止策に関して、関係法令の規制は遵守され、また、生活環境影響調査 (環境アセスメント)の結果、各調査項目において環境基準値を満たしている。
- 既存焼却施設の許可時に公害防止,住民の健康保護及び地域の生活環境の保護のため締結している「環境保全に係る協定」を本事業計画に応じて見直しを行うこととしている。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可について、広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課と事前協議済であり、支障ないと判断している
- 周辺状況等総合的に審査した結果,敷地の位置は,都市計画上支障がないと判断している。





